

令和6年7月4日

質疑書に対する回答

高知県知事

令和6年6月27日付けで公告した「高知県海岸高潮浸水想定区域検討委託業務（河津波 第01-4号）」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答
1	個別事項 「第2 入札参加資格の5、配置予定技術者の従事实績について「指定しない」とありますが、配置予定技術者は管理技術者あるいは照査技術者としての従事实績がなくてもよろしいでしょうか。	本案件に管理技術者または照査技術者として配置できる技術者であれば、従事实績が無くても問題ありません。
2	個別事項「第4 総合評価の評価基準等」の(1)同種・類似業務の要件 配置予定技術者の評価について実績の従事役職の記載がありませんが、従事した実績は管理技術者・照査技術者・担当技術者、いずれの役職でもよろしいでしょうか。	公告（共通）に記載のとおりです。
3	個別事項 「第4 総合評価の評価基準等」の「(2) 技術評価点の評価」「同種・類似業務の成績評点（令和3年度以降）」について、共通事項の表1「同種・類似業務の成績評点」には“令和3年4月1日～入札参加資格申請日に完了・納品（引渡し）した高知県発注業務であって、同種・類似業務に該当する実績。（高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省発注業務）”との記載がありますが、個別事項の「第4 総合評価の評価基準等」の「(1) 同種・類似業務の要件」にある企業の評価の要件には、履行場所に関する記載がないことから、業務の発注者は高知県に限らず、全国を対象とした国又は地方公共団体等であることという理解でよろしいでしょうか。 企業においても技術者の評価においても同様の考えでよろしいでしょうか。	成績評定の対象は、高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省発注業務となります。これは、企業の評価だけでなく配置予定技術者の評価においても同様です。

4	「浸水想定区域図作成のための氾濫シミュレーションモデル構築」は同種業務として申請可能でしょうか。	事後審査のため回答することは出来ません。
5	また、「浸水想定区域図作成のための氾濫ゾーン設定」は、同種業務として申請可能でしょうか。	事後審査のため回答することは出来ません。

その他事項

<p>主たる営業拠点と従たる営業拠点について</p> <p>契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）であって、本社又は本店等である場合を「主たる営業拠点」、支社、支店、事務所又は営業所等である場合を「従たる営業拠点」という。</p>
